第四二類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品		
四二〇一・〇〇	動物用装着具（引き革、引き綱、膝当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）	一・〇六%	B 10
四二・〇二	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、写真機用ケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、拳銃用のホルスターその他これらに類する容器		
	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器		
四二〇二・一一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一二・八%	B 10
	その他のもの	八%	B 10
四二〇二・一二	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの		
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一二・八%	B 10
	その他のもの		
	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	六・四%	B 10
	その他のもの	三・六八%	B 10
四二〇二・一九	その他のもの	〇・八二%	B 10
	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）		
四二〇二・二一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		
	貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの		
	革製又はパテントレザー製のもの	一一・二%	B 10
	その他のもの	一二・八%	B 10
	その他のもの		
	革製又はパテントレザー製のもの	六・四%	B 10
	その他のもの	八%	B 10
四二〇二・二二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		
	貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一二・八%	B 10
	その他のもの	六・四%	B 10
四二〇二・二九	その他のもの	六・四%	B 10
	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品		
四二〇二・三一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		
	財布（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一二・八%	B 10
	その他のもの	八%	B 10
四二〇二・三二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		
	財布（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一二・八%	B 10
	その他のもの	六・四%	B 10
四二〇二・三九	その他のもの	〇・八二%	B 10
	その他のもの		
四二〇二・九一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	八%	B 10
四二〇二・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	六・四%	B 10
四二〇二・九九	その他のもの		
	木製のもの	〇・五四%	B 10
	アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	〇・六八%	B 10
	その他のもの	〇・九二%	B 10
四二・〇三	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）		
四二〇三・一〇	衣類		
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	一六%	B 10
	その他のもの	一〇%	B 10
	手袋、ミトン及びミット		
四二〇三・二一	特に運動用に製造したもの		
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	一六%	B 10
	その他のもの		X
四二〇三・二九	その他のもの		
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの		
	革製のもの	一四%	B 10
	コンポジションレザー製のもの	一六%	B 10
	その他のもの		X
四二〇三・三〇	ベルト及び負い革		
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	一六%	B 10
	その他のもの		X
四二〇三・四〇	その他の衣類附属品		
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	一六%	B 10
	その他のもの	一〇%	B 10
四二〇五・〇〇	その他の革製品及びコンポジションレザー製品		
	機械用その他の技術的用途に供する種類のもの		
	ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー	三・六%	B 10
	その他のもの	〇・六六%	B 10
	その他のもの	六%	B 10
四二〇六・〇〇	腸、ゴールドビータースキン、ぼうこう又は腱（けん）の製品	〇・六六%	B 10
第四三類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品		
四三・〇一	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）		A
四三・〇二	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）		X
四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品		X
四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品		A
第四四類	木材及びその製品並びに木炭		
四四・〇一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材		A
四四・〇二	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）		A